

基本目標	重点目標	施策の方向	具体的な施策	主管課	ページ数	R2年度事業予定	実施予定時期	関係課・関係団体等	備考
I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり									
I 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透									
I 1 1 家庭・地域における固定的性別役割分担意識の解消									
I	1	1	(1) 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。	企画課	11	①男女共同参画セミナーの実施 ②キッズお仕事体験での家事体験 ③事業所調査の実施による、労働環境の把握 ④人権展での第3次計画策定、男女共同参画の周知・啓発	①9月～11月 ②11月 ③8月～9月 ④7月	・男女共同参画推進懇談会	
I	1	1	(2) 男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します。	高齢福祉課	11	家族介護教室の開催	年6回(6～7月、10～12月) 出前教室(随時)	(公社)新潟県介護福祉士会	5月は中止決定
I	1	1	(2) 職場における固定的性別役割分担意識の解消	市民生活課	11	パパとママのためのマタニティセミナーの実施(年6回)	5.7.9.11.1.3月		
I 2 職場における固定的性別役割分担意識の解消									
I	1	2	(1) 事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます	地域振興課	11	関係機関と連携して、固定的性別役割分担意識の解消に向けて事業所への周知・啓発に努めます。	8月下旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
I 2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発									
I 2 1 男女平等意識に基づく指導									
I	2	1	(1) 学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を行います。	学校教育課	13	人権教育、同和教育にかかわる内容の公開授業研修を各校に働きかけ、地域への啓発を図る。	随時		
I 2 2 教育関係者への意識啓発									
I	2	2	(1) 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課	13	人権教育、道徳教育の充実を図るための研修会を実施	7月 道徳教育研修講座 9月 人権教育、同和教育研修講座		
I	2	2		子ども若者課	13	佐渡地区保育事業研究会、新潟県保育連盟等の主催研修会への参加	通年	子ども若者課	
I 3 あらゆる暴力の根絶									
I 3 1 あらゆる暴力を許さない意識づくり									
I	3	1	(1) DV等を防止するための啓発を推進します	子ども若者課	15	各種研修会等において、チラシ等の配布を行う	通年	子ども若者課	
I	3	1	(2) 関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます	子ども若者課	15	相談体制の維持を行う	通年	子ども若者課	
I	3	1		社会福祉課	15	〇障害者等のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握 〇第6期障がい福祉計画・第2期障がい福祉計画の策定	5月、8月、12月、2月	佐渡市自立支援協議会	
I	3	1		市民生活課	15	①庁内の基幹システムに警告メモを入力し情報を共有する。 ②佐渡市DV被害者支援ネットワーク会議に参加し、連携機関との協力を図る。	①随時入力 ②5月頃	②法務局佐渡支局、警察、保健所、弁護士、学校教育課、子ども若者課、母子生活支援施設、子ども若者課	
I 4 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援									
I 4 1 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及									
I	4	1	(1) 性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行います。	学校教育課	17	性に関する指導の全体計画作成を各校に働きかけ、計画的な指導を行う。	随時		
I	4	1	(2) 不妊に悩む女性に対する情報提供と支援の充実を努めます。	市民生活課	17	特定不妊治療(体外受精、顕微受精)を受けている夫婦に対して、治療費及び通院費の一部を助成する。	随時		
I 4 2 生涯を通じた健康の保持・増進の推進									
I	4	2	(1) 生涯を通じた男女の健康増進を促進します。	社会教育課	17	ニュースポーツフェスティバル	9月27日、2月7日	佐渡市スポーツ推進委員協議会	
I	4	2	(2) 各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します	市民生活課	17	【乳がん検診】 対象：40歳以上の女性(2年に1回) ※41歳の方には無料クーポン券を発行 【特定健康診査】 40～74歳の国民加入者を対象にメタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させる目的で集団健診・人間ドックを実施	集団健診は10地区で実施 乳がん検診：8月以降 特定健康診査：8月～12月		
II 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり									
II 1 働く場における男女共同参画の推進									
II 1 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保									
II	1	1	(1) 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別的禁止等の周知に努めます	総務課	21	毎年度の女性活躍推進法に基づく行動計画の実施状況の公表にあわせて周知に努めます。 性別に関係ない、公正な採用選考を行う。	7月から		
II	1	1	(2) 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	地域振興課	21	※関係機関と連携して、①雇用管理全般における性別を理由とする差別的禁止、②結婚・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③母性健康管理措置などについて事業所への周知に努めます。	5月上旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
II	1	1	(3) ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	企画課	21	課長補佐級のハラスメント防止セミナーを実施する。	11月		
II	1	1	(2) 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	地域振興課	21	※関係機関と連携して、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とするハラスメントの防止対策について事業所への周知に努めます。	5月上旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
II	1	2	(1) 働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます	地域振興課	21	求人関係等の情報を収集し、情報提供に努め、関係機関につなげる。	通年	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
II	1	2	(2) 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨められるよう支援します	地域振興課	21	窓口にご相談した場合、性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が旨められるよう、関係機関へつなげる。	通年	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
II 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進									
II 2 1 仕事と生活の調和に向けた意識啓発									
II	2	1	(1) それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	総務課	23	仕事と家庭・地域活動を両立しながら働き続けられるよう、事務の平準化による残業の縮減や休暇制度の周知・啓発に努めます。	4月から		
II	2	1		地域振興課	23	※関係機関と連携して、各種制度の周知・啓発に努めます。	5月上旬、11月上旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	

基本 目標	重点 目標	施策 の 方向	具体的な施策	主管課	ページ 数	R2年度事業予定	実施予定時期	関係課・関係団体等	備考
II	2	1	(2) 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	総務課	23	男性の育児休業の取得率を向上させるため、制度の周知・啓発に努めます。	4月から		
II	2	1	(2) 育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	地域振興課	23	※関係機関と連携して、育児・介護休業の内容や事業主が講ずべき措置などについて、事業所への啓発に努めます。	7月上旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
II	2	2	② 多様なライフスタイルに対応するための支援						
II	2	2	(1) 放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。	子ども若者課	23	保育園のほかに保護者が子育て相談や就労しやすい環境整備を行う。 ・子育て支援センター ・病後児保育室 ・放課後児童クラブ(学童保育) 子育て支援センターでの育児相談の開催	通年	子ども若者課	
II	2	2	(2) 在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります	高齢福祉課	23	在宅福祉サービス 介護保険サービス	随時		
II	3	1	① 男性にとっての男女共同参画						
II	3	1	① 男性が抱える困難への対応						
II	3	1	(1) 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	社会福祉課	25	基幹相談支援センターの業務	通年	保健所・相談支援事業所・市民生活課(健康推進室)・子ども若者相談センター	
II	3	1		市民生活課	25	特定健康診査や課で主催するイベント等で相談窓口のチラシを配布する。	特定健康診査:12月~3月 しまびと元気まつり:12月		
II	3	2	② 男性の家事・育児・介護等への参画の促進						
II	3	2	(1) 男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発を行います	地域振興課	25	※関係機関と連携して、長時間労働の是正等の男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発に努めます。	7月上旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
II	3	2		市民生活課	25	パパとママのためのマタニティセミナーの実施(年6回)	5,7,9,11,1,3月		
II	3	2	(2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	子ども若者課	25	子育て支援センターでの育児相談の開催	通年	子ども若者課	
II	3	2		高齢福祉課	25	家族介護教室の開催	年6回(6~7月、10~12月) 出前教室(随時)	(公社)新潟県介護福祉会	5月は中止決定
II	4	1	④ 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
II	4	1	(1) 高齢者・障がい者の社会参画支援	高齢福祉課	27	老人クラブ事業運営補助 老人クラブ連合会活動促進事業費補助			
II	4	1	(2) 障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課	27	あったかフォーラムの開催	12月頃	社会福祉課・障がい福祉団体	
II	4	2	(1) 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	社会福祉課	27	①手話奉仕員養成研修 ②精神障害者等生活支援事業	①11月頃 ②1月1回程度	①社会福祉課 ②社会福祉課・市民生活課(健康推進室)・障害者支援事業所等	
II	4	2		高齢福祉課	27	①ワンストップ相談窓口 ②地域の見守り体制の構築(救急医療キット普及啓発)	①随時 ②年2回(9月・3月) ③随時	①佐渡中央地域包括支援センター	
II	4	2	(2) 介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します	高齢福祉課	27	①在宅福祉サービス ②介護手当支給事業 ③認知症ケア養成講座の開催 ④資格取得及び就業支援補助金	①随時 ②年2回(9月・3月) ③随時		③前年度実績 29回(542名)
II	5	1	⑤ 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備						
II	5	1	⑤ 生活困窮者への自立支援						
II	5	1	(1) 生活困窮者への総合的な支援を行います。	社会福祉課	29	生活困窮者自立支援事業	通年	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	
II	5	2	⑥ ひとり親家庭への支援						
II	5	2	(1) ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	子ども若者課	29	子育て支援センターでの育児相談の開催	通年	子ども若者課	
II	6	1	⑥ 男女共同参画の視点を取入れた防災体制の構築						
II	6	1	(1) 様々な視点に配慮した防災体制構築	防災管財課	31	佐渡市防災対策会議の開催	12月	佐渡市防災対策会議	
II	6	1	(2) 災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視점에配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します。	防災管財課	31	地域防災リーダー研修会	11月	地域防災リーダー 自主防災会	
II	7	1	⑦ 国際理解の促進と在在外国人のまちづくりへの参加促進						
II	7	1	(1) 国際理解への取組	学校教育課	33	国際理解教育の全体計画作成を各校に働きかけ、計画的な指導を行う。	随時		
II	7	1	(1) 異文化に触れ合う機会を提供し、国内外の興味関心を促します。	社会教育課	33	(町津) 初心者英会話教室 (新穂) 初心者英会話講座 (羽茂) 英会話教室 (赤泊) 初心者英会話教室	(町津) 5月~11月 (新穂) 5月~11月 (羽茂) 年間毎週水曜日 (赤泊) 5月~11月	学校教育課(ALT)	
II	7	2	⑧ 在在外国人への支援						
II	7	2	(1) ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います。	市民生活課	33	相談依頼があった場合に個別対応を行う	随時		
II	7	2	(2) 医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	市民生活課	33	個別対応を行う	随時		
III	1	1	① 女性の活躍できる社会づくり						
III	1	1	① あらゆる政策・方針決定の場における女性の参画の促進						
III	1	1	(1) 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な参画	全課	37	男女共同参画会の委員募集	未定	男女共同参画推進懇談会	
III	1	1	(2) 市の附属機関・懇談会等における女性の参画割合を定期的に調査します	企画課	37	市町村における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況についての調査実施	6月	庁内全課	
III	1	1	(3) 市女性職員の育成・係長以上への役職の参画を推進します	総務課	37	市の人事計画に基づき、女性職員のキャリアアップや係長以上の参画を推進する。	4月から		
III	1	2	② 地域の活動団体における女性の参画の促進						
III	1	2	(1) 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課	37	キラキラ塾との共同開催(開催の場合)	未定	きらきら塾	
III	2	1	② 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進						
III	2	1	(1) 農業における女性の経営参画の促進	農業政策課	39	窓口での相談や認定農業者協議会を通じて、広く周知・啓発を図る。	適宜	認定農業者協議会	
III	2	1	(2) 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業委員会事務局	39	農業者年金加入による個別推進 国、県等から情報提供のあった女性向けセミナーの周知を図る。	農作業開散期(12月~2月)	佐渡農協・羽茂農協	
III	2	2	③ 商工業等自営業における女性の経営参画の促進						
III	2	2	(1) 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	地域振興課	38	※関係機関と連携して、適切な労働時間や計画的な休日の確保、適正な労働報酬の確保等の就業条件の整備について普及・啓発を図る。	8月下旬	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	
III	2	2	(2) 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	地域振興課	38	創業・事業拡大や経営改善等に向けたセミナーの開催や、研修・資格取得にかかる経費の補助を実施する。	実施の都度	佐渡労働基準監督署、ハローワーク佐渡	